平成22年度 第3期第2回 御薗地区地域審議会概要

- 1 開催日時 平成22年8月31日(火)午後7時00分~午後8時30分
- 2 開催場所 御薗公民館 講堂
- 3 議事内容 ① 公立幼稚園について
 - ② 合併調整に伴う都市計画税の取扱いについて
 - ③ 合併調整に伴う上下水道料金の改定について
 - ④ その他
- 4 出席委員 一蝶哲司委員、浦崎恵子委員、河瀬信幸委員、戸上米子委員、 中北好美委員、中西 源委員、中村 正委員、西井幸平委員、 西脇英一委員、伴野晋司委員、藤原ひろみ委員、宮本隆生委員 山本健司委員
- 5 欠席委員 西村 正委員、平野あけみ委員、
- 6 出席職員 総合支所長、教育部長、情報戦略局長、上下水道部長、学校教育課副 参事、行政経営課長、基盤整備課長、課税課長、上下水道総務課長、 料金課長、上下水道建設課長、地域振興課担当職員

7 議事概要

会 長

ただいまより、第3期御薗地区地域審議会の第2回地域審議会を 開催させていただきます。

ただいまの出席委員は11名であり、この後に到着される方もあると思いますが、定刻の時間が経過していますので、始めさせていただきます。なお、委員の過半数が出席していますので、本会議が成立していることを報告させていただきます。

本日は、議事の説明のため、教育委員会、情報戦略局、上下水道 部の職員の方々に出席をお願いしています。

それでは、事項書に基づき議事を進行いたします。

最初に「公立幼稚園について」を事務局より説明をお願いします。

事務局

議事内容を説明させていただく前に、本日の議事進行等について 説明をさせていただきます。

議題1「公立幼稚園について」は、現時点での合併調整方針を説明させていただきます。

また、議題2「合併調整に伴う都市計画税の取扱いについて」と 議題3「合併調整に伴う上下水道料金の改定について」は、各地域 審議会から意見をいただき、市としての最終方針が決定しましたの で、本日、報告をさせていただくこととなりました。

なお、それぞれの担当から説明をさせていただき、終了後は、退 席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

- ○教育委員会より「公立幼稚園について」を資料に基づき説明を行う。
 - 1. 合併調整内容
 - ・4市町村の現状

旧伊勢市 幼稚園数 8園 保育期間 2年 保育料 年額72,000円 ※H22年度現在 4園休園

旧小俣町 幼稚園数 2園 保育期間 3年 保育料 年額66,000円 旧二見町、旧御薗村は、公立幼稚園は該当なし

• 合併時調整方針

合併後、速やかに調整する。保育料については、小俣町の例により調整する。

・ 今回の調整内容

保育料については、H18年4月に小俣町の例により年額66,000円で統一市として「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針」及び「伊勢市の就学前の教育・保育に関する施設整備計画」を策定し、公立幼稚園のあり方を検討してきたが、平成25年度からの国の幼保一体化を含めた保育分野の抜本的な制度・規制改革の方針が明確となったため、国の動向を見守る必要があることから、未調整となっている保育期間の調整については、現時点では調整しない。

○質疑応答

委員 現在、4園が休園との説明であったが、休園となった理由は、園 児数の減少なのか、財政的な理由なのか。

教育委員会 旧伊勢市のときから、園児数が15人を下回った場合は休園すると の規定があるため、園児数が下回った場合は新たな募集は行わずに 現在の園児が卒園した後に休園としている。

委員 少子化といいながら、家庭で子どもを育児している家庭も多くあるように思われるが、国の進める幼保一体化となれば、3歳児未満の子どもの求人が、少なくなっていくことはないのか。

教育委員会 国の詳細な内容が明らかになっていないが、国の新たな施策を進める理由として、都市部において保育所の定員が不足し、入りたくても入れないという状態があるため、保育所は厚生労働省、幼稚園は文部科学省という垣根があったのを取り払い、幼稚園を活用して保育所に入れない方に利用してもらおうという主旨と思われます。

なお、今までの保育所は保育に欠ける場合に入所が可能となっていた要件を緩和して保護者のニーズにあった利用ができるように、なっていくと思われます。

委員 幼保一体化となった場合に、保育所と幼稚園の職員の資格が違う ことや、保育所と幼稚園との保育・教育の仕方が違う状況であるが、 どのようになっていくのか。 教育委員会 現在の職員の状況は、両方の資格を持っている場合が多いと思います。また、幼稚園の教育要領、保育所の保育指針については、3 歳児から5歳児までの内容については、ほぼ同じようになっています。

委員 資料の施設整備計画の中に、将来の公立施設は、幼稚園3園程度、 保育所7園程度となっているが、現在の施設数や定員の状況などは どのようになっているのか。

教育委員会 この計画における施設数は、公立の施設数を示したものです。 現在の市内の私立の施設数は、幼稚園12園、保育所16園があるため 公立を含めて市内では充足するとの考えでした。しかし、国の幼保 一体化の方針により幼稚園、保育所という垣根がなくなれば、現在 は幼稚園、保育所と別々に施設数を計画しているが、一つのものと 考えて、公立の施設数について再検討する必要があると思われます。

委員 先ほどの説明によると、今回の調整方針は国の幼保一体化の動向を見守る必要があることから、現時点では調整しないとのことであるが、将来的には、旧小俣町の3年保育にするということなのか。

教育委員会 現在の幼児教育というのは、3歳児から必要であると認識しているため、市の整備方針では公立幼稚園のスリム化を図りながら3年 保育を導入する計画となっています。

> 今回、国の大きな方針転換があり、来年に法案が提出される予定 となっているため、その動向を見極めたうえで整備方針の再検討が 必要であるが、将来的には3年保育は必要であると考えています。

- ○情報戦略局より「合併調整に伴う都市計画税の取扱いについて」を資料に基づき説明を行う。
 - 1. 検討内容
 - (1) 受益と負担の考え方について 都市計画区域の土地及び家屋に対して原則として一律に課税されるもので ある。
 - (2) 都市計画区域の見直しについて 市内に一部存在する都市計画区域外の地域について、都市計画区域への編 入若しくは準都市計画区域の指定などを、都市計画の基礎調査を実施し検 計する。
 - (3) 今後の都市計画事業について

整備プログラムを作成し、緊急度等を勘案して整備を進める。

下水道事業については、「流域関連伊勢市公共下水道全体計画」に基づき整備を進める。

また、都市計画事業以外の一般土木事業については、地域のバランス・緊急性・重要性等を勘案し、整備・改良を進める。

(4) 税率について

社会基盤整備を行う上で、市全体として必要な自主財源を確保するため、 従来どおり0.3%の税率としたい。

(5) 都市計画税の使途の周知について

予算書、決算書等に明示するとともに、住民及び納税義務者の皆様に広報 誌及び納税通知書送付の際に添付する説明書等で周知を進める。

(6) 超過課税について

固定資産税の税率に上乗せして超過課税を行うと、都市計画税と異なり償却資産や農業振興地域内の農用地区域に課税されることとなる。

- 2. 調整方針
 - · 対象地域:都市計画区域内全域。

ただし、農業振興地域内の農用地区域を除く。

・税率 : 0.3%

・統一期日:平成23年4月1日(賦課期日は平成23年1月1日)

- 3. 今後の予定
 - ・平成22年9月 都市計画税条例の一部改正案を9月定例会へ提出
 - ・平成22年10月 納税義務者に対する周知
 - 平成23年1月 賦課期日
 - ・平成23年4月 都市計画税の取扱いを統一

○質疑応答

委員 今までの都市計画事業は、どのようなものがあるのか。

都市整備部 御薗町周辺については、道路事業として日赤神田線が延長約600 mの整備を進めています。平成22年度には、丸二ホテルから直進し た道路まで完成する予定です。八日市場高向線については、用地の 先行取得を進め、約6割程度を取得しています。

> また公園については、高向西公園の用地買収を完了しています。 さらに、平成18年度には新高アメニティ公園のトイレの整備を行い ました。

委 員 日赤神田線の日赤病院の北側部分は事業を実施する予定はないのか。

都市整備部 現在、都市計画道路の見直し作業を実施していますが、日赤神田線を日赤病院から西側に延伸し南北幹線に接続する予定です。 さらに、宮川橋を架け替えて小俣町へ続く計画となっています。

委員 日赤神田線が丸二ホテルから直進した道路まで完成するということであったが、完成後は、丸二ホテルからの直線道路が主要な道路となると予想されるが、以前の道路はどのようになるのか。また、安全対策をどのように行うのか。

都市整備部 新たな道路は、約18mの道路幅であり歩道も設置されることから

歩行者・自転車に配慮した安全対策を警察とも協議しながら進めていきたい。

委員 税率について、将来的に変更される可能性はあるのか。

情報戦略局 都市計画税の税率は、0.3%が法律の上限であるため法律が改正されない限り、現在の税率を上回ることはありません。

委員 それでは、引き下げとなる可能性はあるのか。

情報戦略局 今回の税率を決定するにあたり、今まで実施された事業による将来の負担額、現在及び今後予定されている事業費を勘案して現在の税率をお願いしたいと考えている。そのため、近い将来において、税率を引き下げるということは考えていない。

- ○上下水道部より「合併調整に伴う上下水道料金の改定について」を資料に基づき説明を行う。
 - 1. 料金改定の経過

5月11日 所管の議会の委員協議会で素案を報告後、各地区地域審議会及び 自治区連絡協議会で素案を説明するとともに、住民説明会を開催した。

(1) 下水道審議会の答申

5月14日 改定に対して付帯意見を付けて同意との答申。

付帯意見

下水道使用料は、汚水処理のサービスに対する対価であるため、住民の負担の公平性から統一料金にすべきであるが、他の公共料金の改定が予定されていることから、統一方法については、議会、地域審議会での慎重な審議と公開を期待する。

また、下水道事業は、今後厳しい財政状況が予想されるため、事業の早期実現には、接続率の向上など地域住民の理解と協力が必要である。 そのため、財務状況や経営の合理化を含めた情報の公開を積極的に推進すること。

(2) 地域審議会の意見

• 伊勢地区

料金の改定にあたっては、地域住民の充分な理解が得られるよう判り やすく説明すること。上下水道事業の経営については、市の一般財源 を圧迫しないよう健全な経営に努めること。

•二見地区

上下水道事業の厳しい状況を市民へ啓発すること。

• 小俣地区

住民負担の公平化・適正化については理解するが、料金の統一については、段階的に行うこと。又、南勢水道受水費の軽減、物件費・人件費の削減に更に努力すること。

• 御薗地区

下水道事業の財政状況が厳しく多額の一般財源が投入されていることから、各世帯への下水道の接続を促進して料金収入の増額に努めるとともに、更に経営改善を進めて一般財源の投入を極力抑えること。

- (3) 住民説明会での主な意見
 - ・合併後、現在まで料金が統一されていないことに対する意見。
 - ・小俣町地域の料金を順次引き上げることは出来なかったのか。
 - ・現行の下水道使用料を出来る限り維持してほしい。
 - ・今回の改定案では急激な値上げとなるため反対。
 - 多額の経費をかけている下水道事業について将来的にだいじょうぶか。

2. 改定最終案

上記の意見等を参考に料金改定の最終案をまとめて、8月16日の所管の議会の委員協議会で最終案を報告した。

(1) 上水道料金・下水道使用料

素案のとおり料金を統一する。

ただし、負担の増加する小俣町地区に激減緩和措置を実施し平成25年度から市内全域で料金を統一する。

減額措置

平成23年度 現行料金と改定料金の差額の2/3を減額

平成24年度 現行料金と改定料金の差額の1/3を減額

平成25年度 市内全域で改定料金に統一

(2) 上水道加入金

素案のとおり平成23年度から市内全域で料金を統一する。

- 3. 小俣町の主な水量での料金減額措置
- (1) 上水道料金(口径13mm、水量20m³の税抜き1ヶ月の料金の場合)

現行 1,800円

平成23年度 2,035円 235円増

平成24年度 2,270円 470円増

平成25年度 2,505円 705円増

(2) 下水道使用料(水量20㎡の税抜き1ヶ月の料金の場合)

現行 1,400円

平成23年度 1,700円 300円増

平成24年度 2,000円 600円増

平成25年度 2,300円 900円増

- 4. 料金改定減額措置による財政収支計画(案)の変更点
- (1) 上水道事業

料金収入が素案に対して最終案は、平成23・24年度の2ヵ年で104,755千円減少するため、減少分は留保財源残高を取り崩して対応する。

平成32年度の残高は、1,006,598千円となる見込みである。

(2) 下水道事業

使用料収入が素案に対して最終案は、平成23・24年度の2ヵ年で67,427千円減少するため、一般会計からの繰入金を増額して対応する予定である。

5. 今後の予定

9月定例会へ条例改正案を提出し平成23年度から改定する予定である。

○質疑応答

委員 合併協議において、合併後5年間で小俣町の料金を統一するよう に決定されていたのではないか。

上下水道部 合併協議では、水道料金は、合併後5年間は現行のとおりとする。 ただし、この間において住民負担の適正化を図るため、経営の見直 しを行い、料金体系を整備すると定められています。

そのため、今回の最終案では平成25年度から統一する予定としています。

委員 下水道事業の進捗状況はどのようになっているのか。

上下水道部 現在、市全体の普及率は約34%です。今年度、二見町、小俣町などの地域が整備できれば約40%となる見込みです。

なお、第3期の整備計画が終了する平成27年度末には約50%となる計画です。

特に御薗地域は、整備が進んでいて今年度末で約80%となり平成 27年度末では約86%となる計画です。

御薗地域では、集落から離れた一部の住宅を除いては、概ね整備は 終了することとなります。

委員 下水道への各世帯の加入率はどのようになっているのか。

上下水道部 平成22年3月末現在で、市全体で約73%、御薗地域は約70%となっています。また、最初に供用開始した宇治中村地区、二見茶屋地区、小俣地区では、約90%となっています。

下水道が整備された区域で、一定期間経過後に接続されていない世帯には、訪問して接続を依頼しています。

委員 将来的には、加入率をどのようになっていくと予想しているのか。 上下水道部 今後も未整備の地域を整備していく予定であり、新たに整備した 地域は0%からのスタートとなります。そのため、市全体の加入率 は新たな地域も含んで計算するため、現在の70%前後を推移すると 思われます。市としては、整備終了後、5年程経過した地域の加入 率を高めていくことが重要であると考えて、加入されていない世帯 への啓発を進めています。

委員 ごみの事業などは、委託などで経費の削減が進んでいると思われるが、水道事業も将来的には民営化するという考えはないのか。

上下水道部 現在、水道事業では水源地の維持管理、料金の徴収、メーターの

検針業務などを委託しています。

水道事業は、住民の方々に安心・安全なサービスを提供する義務 があるため、公が担うべき業務だと考えています。

終了